

令和4年(2022年)12月9日

(写)

臨床研修病院 管理者 様

長野県健康福祉部長

(公印省略)

令和6年度からの医師の働き方改革を踏まえた、臨床研修における
時間外・休日労働の想定上限時間数及び実績の記載について（通知）

このことについて、下記のとおり厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室から通知がありました。

令和6年度に開始する臨床研修プログラムにおいては、時間外・休日労働の想定上限時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等を、基幹型臨床研修病院と協力型臨床研修病院ごとに、一覧表にして明示していくこととなります。

つきましては、令和5年4月30日締切となる年次報告やプログラム変更申請において、当該一覧表の提出も必要となりますので、ご準備を進めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 通知（別添）

「令和6年度からの医師の働き方改革を踏まえた、臨床研修における時間外・休日労働の想定上限時間数及び実績の記載について」

健康福祉部 医師・看護人材確保対策課
水上 俊治(課長) 金井 健太郎(担当)
TEL 026-235-7144 (直通)
FAX 026-235-7377
E-mail doctor@pref.nagano.lg.jp

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和 6 年度からの医師の働き方改革を踏まえた、臨床研修における
時間外・休日労働の想定上限時間数及び実績の記載について（周知）

平素より医師臨床研修制度の推進に御尽力を賜り誠にありがとうございます。

令和 4 年 3 月 31 日付けの当室事務連絡「令和 5 年度開始の臨床研修プログラムにおける医師の働き方改革を踏まえた対応について（周知）」で示したとおり、令和 6 年度に開始する研修プログラムからは、基幹型臨床研修病院及び当該病院の研修プログラムの実施に係る全ての協力型臨床研修病院について、研修プログラムごとに、時間外・休日労働の最大想定時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等を、一覧表にして明示することが必要となります。

このため、その方法として、既存の臨床研修プログラムにおいては、年次報告で別紙を報告することとし、新設及び変更する臨床研修プログラムにおいては、プログラム申請時に別紙を併せて提出いただくこととします。そしてプログラムを選択する医学生等に向け、時間外・休日労働の想定上限時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等について記載した別紙を含む最新の年次報告及びプログラムを、基幹型臨床研修病院ホームページで公表いただくこととします。

については、令和 5 年 4 月 30 日締切となる年次報告やプログラム申請に向けて準備を進めていただくよう、管下の臨床研修病院に対し、周知をお願いします。

臨床研修病院群の想定時間外・休日労働時間の記載

基幹型臨床研修病院の名称（所在都道府県）： _____（ _____ ）

研修プログラムの名称： _____

病院名	病院施設番号	種別	所在都道府県	時間外・休日労働 （年単位換算） 最大想定時間数	おおよその当直・日直回数 ※宿日直許可が取れている場合はその旨を記載	参考 時間外・休日労働 （年単位換算） 前年度実績	C-1水準 適用
		基幹型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定

※ 該当する項目について、基幹型臨床研修病院を筆頭にして、協力型臨床研修病院については施設番号順に詰めて記入すること。

※ 病院群を構成する基幹型臨床研修病院及びすべての協力型臨床研修病院の病院施設番号、病院種別（基幹型・協力型）、所在都道府県、時間外・休日労働（年単位換算）の最大想定時間数、おおよその当直・日直回数（宿日直許可が取れている場合はその旨）、前年度の時間外休日労働の年単位換算実績及び、C-1水準適用の状況を記入すること。

※ 想定時間数は、プログラムに従事する臨床研修医が、該当する研修病院において実際に従事することが見込まれる時間数について、前年度実績も踏まえ、実態と乖離することのないよう、適切に記入すること。

※ 臨床研修医においては、従事するすべての業務が研修プログラムに基づくものとなるため、A水準またはC-1水準しか適用されない。